# 総合計画前期実施計画の見直しに対する意見

## ■第4節2 災害に強く、犯罪のない安全なまち

◇理念(最上位の目標)=総合計画基本構想の「取り組みの方向」の見直し

#### 取り組みの方向

高齢化が進む住宅都市として、「自らの命は自ら守る。皆のまちは皆で守る。」という意識の浸透、自主防災組織の充実及び避難行動要支援者に対する地域での助け合いの取り組み等を広げ、市民自らの防災力の向上を図ります。さらに、情報伝達体制の整備や津波対策の充実、河川の改修等を進め、地震や大雨等の自然災害に強いまちづくり、狭あい道路の整備や消防力の充実など都市災害を防ぐまちづくりを進めます。

また、市民一人ひとりの防犯意識の向上を図り、地域の安全は地域で守るという意識を高め、防犯環境に配慮した環境整備を図り、誰もが安心して暮らすことができる、犯罪の起きにくいまちづくりをめざします。

## ◇現況・課題、取り組み

No.	現況・課題	取り組み
1	防災性の高いまちづくりを推進するためには、市民に対し、災害発生時には「自分のことは自分で守る」、「地域は地域で守る」という防災・防火意識の高揚に努める必要がある。しかしながら、自主防災組織の未結成地域があり、加入の拡大を図る必要がある。 また、災害発生時に、消防本部、消防署、消防団、自主防災組織など様々な主体がより機能的に連携する体制を整える必要がある。	・様々な主体の連携を図りながら、総合防災訓練、避難所運営訓練、地域住民を対象とした防災教室(初期消火、応急手当、避難訓練等)を実施する。 ・防災ハンドブック等の作成、配布を行う。 ・自主防災組織の育成、加入率向上のほか、自主防災活動を支援するなど自主防災組織の活性化に取り組む。
2	災害発生時に自力で避難することが困難な高齢者、障がいのある人などがいる。 災害時に避難行動要支援者の避難支援・誘導を迅速かつ適切に実施するためには、対象者を庁内において横断的に把握する必要がある。また、避難行動要支援者には個別支援プランを作成しておく必要があるが、その作成は自主防災組織等が実施するため、様々な個別事情を抱えた対象者への働きかけや同意を確保する必要がある。さらに、避難所においても避難行動要支援者でも生活しやすいような環境を整える必要がある。	<ul> <li>★避難行動要支援者支援制度の普及・啓発を行う。</li> <li>★庁内関係所管の連携・情報共有による避難行動要支援者名簿の作成を行う。</li> <li>★避難行動要支援者名簿の情報が、もれなく随時更新される体制の整備を行う。</li> <li>★民生委員・児童委員*や逗子市社会福祉協議会、地域包括支援センター*、相談支援事業所等、福祉関係専門機関・団体への制度周知と、理解・協力を求める。</li> <li>★自主防災組織等との協力体制を確立する。</li> <li>★平常時から築かれた近隣の関係性を避難行動要支援者への避難支援体制づくりに導く。</li> <li>★避難行動要支援者に必要な避難所の資機材の整備等を図る。</li> </ul>

No.	現況・課題	取り組み
3	東日本大震災以降、津波対策等様々な防災対策が求められている。 防災行政無線の整備や食料・災害対策用資機材等の整備・充実、津波避難路の整備など対応策の充実が求められている。	<ul> <li>・予想される災害の的確な情報把握と市民に対して確実な情報提供ができるような整備を推進するとともに、市民に対し情報の受信方法の周知を行う。</li> <li>・予想される災害に備え備蓄資材等の整備に努める。</li> <li>・津波災害に備え、津波避難路などの整備を進める。</li> </ul>
4	都市の不燃化及び延焼拡大防止を図るため、準防 火地域*を都市計画で定めている。	防災性の高い土地利用を実現するため、必要に応じ て都市計画制度の導入を検討する。
5	火災等の災害に備え、広域化を含め消防力の拡充 を図る必要がある。	<ul><li>・消防車両については、計画的に整備し、消火栓・防火水槽・消防水利の整備に努める。</li><li>・地域の消防力の中心となる消防団の充実に努めるとともに、老朽化した消防団詰所の計画的な整備を進める。</li><li>・消防広域化の可能性について検討していく。</li></ul>
6	大規模地震発生時に備え、住宅の耐震性の向上 等を図るため、耐震診断、補強工事の補助等を活 用し、耐震化を推進している。 しかし、費用が過大となることなどから補強工事へ 進まないケースがある。	・耐震診断等を通じて、耐震化の普及と啓発を行う。 ・補強工事以外の選択肢として、一部屋耐震補強 (耐震シェルター*設置)についての周知を行う。 ・生垣推進、ブロック塀撤去等を支援する。
7	局地的な集中豪雨の頻発等により、水害のリスクが高まっている。 田越川の河川改修に加えて、雨水の貯留・浸透施設の設置促進など、下水道分野と連携して対策を行っていく必要がある。	<ul> <li>・透水性舗装・浸透ます*やインターロッキングブロック*を使用し、雨水を浸透させるよう検討する。</li> <li>・田越川準用河川の未整備区間について、新技術の研究を行うとともに、関係地権者等との話し合いを進め、事業の完了をめざす。</li> <li>・開発指導における雨水浸透施設及び雨水貯留施設の設置を促進する。</li> <li>・県管理部分については、継続的な河川改修整備の実施を要望する。</li> </ul>
8	近年、地震や局地的な集中豪雨などの自然災害や市民の安全を脅かす事例・事件が全国で起きている。 市民が安心して暮らせるまちをつくるため、防災、消防、防犯の各分野の取り組みについて、連携を図りながら計画的に推進する必要がある。	安全で安心なまちづくりを進めるために、(仮称)安 全安心アクションプランを策定する。

No.	現況・課題	取り組み
9	犯罪のないまちをめざして、逗子市防犯協会や地域防犯連絡所連絡協議会*の防犯活動事業を支援しているが、自主防犯活動に取り組んでいない自治会等もある。	★市民一人ひとりの防犯対策に対する意識を高め、 また犯罪を回避するための行動の指針となる情報を 提供する。
10	自治会、町内会等における防犯組織により、防犯パトロールや青色回転灯パトロールカー*などの地域ぐるみの防犯活動が行われている。 市及び防犯関係機関、警察、市民等が一体となった安全・安心のまちづくりが求められている。	★各地域の防犯意識が高まり、より多くの市民により 防犯・地域安全体制の強化が進められるよう、犯罪 回避のための情報提供の推進、防犯情報の共有 化、市民、市、警察、防犯協会等の団体との連携強 化といった支援をしていく。 ★地域での防犯情報の共有化を図るため、地域安 心安全情報共有システム等の普及拡大に努める。
11	防犯を意識したまちづくりを推進する上で、公共施設(公園、広場、生活道路など)設置の際には、防犯の視点から死角の排除、照明の確保等、防犯の視点を取り入れた設計となるよう専門家と連携して防犯対策を行う必要があるが、基準等、チェック体制が整っていない。	<ul> <li>★市が公共施設を設置する際、防犯アドバイザー*により、あらゆる分野における防犯対策のアドバイスを行う。</li> <li>*被害対象の回避・強化(犯罪発生要因の除去、対象物の強化を図ること)</li> <li>*接近の制御(犯罪企図者が被害対象者(物)に近づきにくくすること)</li> <li>*監視性の確保(多くの人の目が自然に届く見通しを確保すること)</li> <li>*領域性の確保(領域を明確にして部外者が侵入しにくい環境をつくること)</li> </ul>

# ◇見直しの必要性

V.E.C.W.E.G.C.		
担当課の考える区分	見直す必要なし	
個別計画の審議会が妥	(進行管理部会) 見直す必要あり	
当と考える区分	<b>(安全安心に関する懇話会)</b> 見直す必要なし	
個別計画の審議会等の	(進行管理部会) これまでの災害は、地震、風水害が中心と考えられていたが、	
意見	高温も災害の一つとして捉え、取り組みの方向を見直す必要がある。	
	<b>(安全安心に関する懇話会)</b> 意見なし	
個別計画の審議会等の	<b>(防災安全課)</b> 第4節−2「災害に強く、犯罪のない安全なまち」で示された災害	
意見に対する担当課の	は、逗子市地域防災計画で対策を進める「災害」と整合を持たせたものであり、災	
見解	害対策基本法で定義された「暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火そ	
	の他の異常な自然現象」を示している。これらの災害は、突発的に国土及び国民の	
	生命、身体又は財産に被害が生ずるような場合を想定しており、また、規模の大小	
	を問わないものではなく、社会通念により、相当の被害を生ずる程度の現象を示す	
	ものである。つまり、非日常に備えるものが災害対策である。	

一方、今夏を含め、近年、夏季の猛暑により健康被害が多発している状況は、ご指摘のとおりである。この状況が今後も続く可能性があるとすれば、夏季の猛暑を突発的なことと捉えるのではなく、日常の状態であると捉え直し対応していくとこが求められるものと理解する。

以上により、夏季の猛暑による健康被害を、第4節-2「災害に強く、犯罪のない安全なまち」で示された災害の一つとして捉えることは難しく、「取組の方向の見直し」は必要ないと考える。

(関連課:国保健康課) 高温対策として、主に熱中症対策に取り組んでおり、第1 節の「2 医療・保健・福祉が連携した安心・健康長寿のまち」の中において、引き 続き取組んでまいります。

# 第2回総合計画審議会での意見

- ・対策はハードとソフト両面から考えるべきである。国保健康課においてソフト 面の対策はとられているが、ハード面として、公共施設の設備の見直しが必要だ と考える。高温により一番被害を受けるのは、子どもと高齢者である。教育、福祉 も含めて、今後の対策の必要性を感じた。
- ・暑さは命にかかわる問題である。先取りして対応していくことが大事であり、これまでのレベルと違うということを認識するべきである。
- ・高温対策として、例えば、夏休み期間は学校の教室を開放するなど、ソフト面で 対応することもできると思う。柔軟な対応の可能性も考慮したほうがいいのではな いか。
- ・酷暑については災害に匹敵する災害として、国がどのように対処しているかでは なく、市としてどのように対応すべきか検討が必要である。
- ・総合計画策定時には住民自治協議会がなかったため、取り組みの方向に、住 民自治協議会の観点が抜けている。住民自治協議会でも、防災、防犯の取り組 みが進んでいることから、住民自治協議会について記載すべきと考える。

## ■第5節3 情報化で、よりよく暮らせるまち

◇理念(最上位の目標)=総合計画基本構想の「取り組みの方向」の見直し

#### 取り組みの方向

ICT (情報通信技術) を積極的に活用することにより、暮らしに関わるあらゆる分野において、より便利で質の高い暮らしができるまちをめざします。

また、情報化の推進により、あらゆる主体が、自らの活動を発信し、コミュニケーションを豊かにすることで、よりよくつながり、いきいきと暮らせるまちをめざします。

#### ◇現況・課題、取り組み

No.	現況・課題	取り組み
1	市民サービスの利便性の向上や行政事務の効率 化を図るため、地域と行政内部の情報化が求めら れている。	★情報化の推進が全庁的に取り組まれるように、(仮称)情報化推進計画を策定し、計画的に情報化を推進していく。
2	ICTの急速な進展に伴い、情報セキュリティ*の確保に努める必要がある。 特に個人情報については、厳格な管理・運用が求められる。	<ul> <li>★セキュリティ関連情報をもとに、情報セキュリティポリシー*の見直しを行っていく。</li> <li>・情報セキュリティ対策の遵守状況を検証するため、定期的な監査を実施するとともに、職員に対する情報セキュリティ対策の重要性及び意識向上を目的とした研修を継続的に実施する。</li> <li>・システム導入にあたっては、個人情報保護をはじめとして、セキュリティ対策に万全を期す。</li> <li>・個人情報保護条例を必要に応じて改正し、適正に運用する。</li> </ul>
3	2016(平成28)年1月(予定)の社会保障・税番号制度*の導入により、確実かつ効果的な本人確認ができるようになり、社会保障及び税制度の効率性・透明性が高まる。これにより申請・届出等に必要であった添付書類の省略ができるようになるなど、市民にとって利便性の向上が見込まれる。いつでも社会保障等に関する自己情報や行政からのお知らせ等が入手できるようになるため、より効果的な情報発信が求められる。	★ICTの活用により、市民サービスの質や利便性の向上、行政運営の簡素化、効率化及び透明性の向上をめざし、基盤整備を進めていく。
4	インターネットが普及し、誰もがどこからでも情報に アクセスできる環境が整ってきたことにより、行政が 保有する公共データを、二次利用できる形式で公 開し、民間が効果的に活用することにより、新たな 価値を創造することが期待されている。	<ul> <li>・オープンデータの意義や公開方法などを検討し、 市民サービスの向上や経済の活性化など、高い効果が見込まれるものからデータの公開を進めていく。</li> <li>・ホームページ等による情報発信の充実を推進する。</li> </ul>

No.	現況・課題	取り組み
5	市民の参加、協働を呼び掛けているものの、情報の発信、提供が不十分であるために、参加や協働の前提となる現状の把握、現状認識等において、行政と市民との間に情報の格差が生じている。	<ul><li>・ホームページを利用するすべての人が、年齢や身体的制約、利用環境等に関係なく提供されている情報に問題なくアクセスし利用できるよう、引き続きウェブアクセシビリティ*の向上に取り組む。</li><li>・市民に対する情報発信を充実させる。</li></ul>

# ◇見直しの必要性

担当課の考える区分	見直す必要なし
個別計画の審議会が妥	(進行管理部会) 見直す必要あり
当と考える区分	
個別計画の審議会等の	(進行管理部会) ICT 技術の進化は著しく進んでおり、それに伴いサイバーテロ等
意見	の攻撃に備える必要性が、これまで以上に高まっている。ICT の活用にとどまらず、
	その危険性や負の側面についても理解促進が進むよう、取り組みの方向を見直す必
	要がある。
個別計画の審議会等の	(情報政策課) 「情報化の推進」と「情報セキュリティの強化」は表裏一体のもの
意見に対する担当課の	である。「情報セキュリティの強化」は「情報化の推進」の前提となるものである
見解	と認識しており、「情報セキュリティ」を無視した「情報化の推進」を推進するこ
	とは考えられない。また、情報セキュリティの確保にあたっては、「現況・課題、
	取り組み」に記載しているとおり、その都度最新の情報セキュリティ対策を検討、
	検証したうえで実施していくこととした計画内容としているため、見直しの必要性
	はないと考える。
第2回総合計画審議会	総合計画策定時に比べ、サイバーテロの状況が格段にひどくなっているため、セキ
での意見	ュリティの強化について提案したが、その都度最新の対策を検討しているという
	ことであれば、計画を見直す必要はないと考える。

## ■第5節4 世界とつながり、平和に貢献するまち

◇理念(最上位の目標)=総合計画基本構想の「取り組みの方向」の見直し

#### 取り組みの方向

ICT (情報通信技術) の進化や移動時間の短縮化など、科学技術のめざましい発展を背景に、世界との距離は加速度的に近くなっています。

市民の誰もが国際性を身につけ、池子米軍家族と培ってきた日米親善交流を礎に、さらに多くの世界の人々や都市との交流、協力を進め、逗子から世界に向けて、世界の恒久平和や調和ある発展についてメッセージを発し、貢献するまちをめざします。

## ◇現況・課題、取り組み

No.	現況・課題	取り組み
	市民の国際理解を深めるとともに、幅広い交流支援や国際協力の展開が求められている。	・国際交流や国際協力、平和のまちの在り方を検討し、(仮称)国際交流推進計画を策定する。
1		・国際交流・国際理解について市民への啓発に努める。
		・市民の国際交流活動等を支援する。
	身近な国際交流活動として、外国籍市民や池子米 軍家族住宅居住者との交流を進めるためには、市 民の国際性を高めるような啓発活動や交流の場づ くりを積極的に行う必要がある。	★国際理解講座を市民団体との協働により発展させ、また、外国籍市民との交流の場を設けていく。
2		★池子米軍家族住宅内小学校と逗子の小学校との 交流を検討する。
		★まちづくりトーク*において、外国籍市民との対話の 機会を設ける。
3	戦争を知らない世代が圧倒的に多くなった現在、平和とは何かということを学び、それをこれからの世代につないでいくことで、平和意識を喚起し、核兵器のない平和な地域社会の実現を図る必要がある。 今後とも世代交代が進む中、非核平和への意識を風化させず、継承していくことが必要である。	★ピースメッセンジャー*を派遣し、市民へ活動報告 を行い、共有することを継続する。
		★ホームページ及びSNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)*等によりピースメッセンジャー活動を紹介する。
4	平和に関する活動について幅広い世代の市民が 関わるための支援が必要である。年間を通じて非核 平和に関する情報を提供するなど、より生活に身近 な啓発活動を推進することが必要である。	★ピースメッセンジャーと市民団体の交流を支援する。
		★市民を対象とした非核平和について考える「ずし 平和デー」*を市民団体と共催することを継続する。
		・今後設立される住民自治協議会*の各小学校区の 拠点等の場を活用して、非核平和に関する展示等 を年間を通して行う。

# ◇見直しの必要性

担当課の考える区分	見直す必要なし
個別計画の審議会が妥	(進行管理部会) 見直す必要あり
当と考える区分	
個別計画の審議会等の	(進行管理部会) 2017 年 3 月の学習指導要領の改訂により、小学校における英語が
意見	教科となったこと、また、国による観光立国推進に向けたインバウンド拡大の取り
	組みにより、グローバル化が急速に進んでいる。これらの環境変化を踏まえ、逗子
	から世界で活躍する人材の育成を進めるべきである。
個別計画の審議会等の	(市民協働課) 国際的な人材育成は第2節4及び5で主に所掌するものと考え
意見に対する担当課の	る。市民を取り巻く環境に大きな変化が起きているとは考えていない。
見解	(関連課:学校教育課) 第2節4取り組みの方向に記載しているとおり、これか
	らの国際社会の一員として生きていく力を養うことは必要であり、引き続き学習
	指導要領に則り、取り組みを進めていく。
	(関連課:社会教育課) 第2節5取り組みの方向に記載しているとおり、世界に貢
	献できる「ひとづくり」について、引き続き取り組んでいく。
第2回総合計画審議会	総合計画策定時に比べ、日常的にインバウンドでいろいろな人が来るようになって
での意見	きており、市民レベルで国際的な認識をもつ必要がある。「市民を取り巻く環境に
	大きな変化が起きているとは考えない。」という認識は違っているのではないか。